

10 農林水産省 構造改革特区第23次 再検討要請回答

管理コード	100010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	土地改良施設の管理事業の一部を共同して行う組織の設立要件の緩和	都道府県	北海道
		提案事項管理番号	1007010
提案主体名	大空町、美幌町、網走川土地改良区		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	土地改良法第 77 条第 1 項
制度の現状	土地改良区は、その事業の一部を共同して行うため、土地改良区連合を設立することができる。

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定される、農業用排水施設に係る管理の一部を共同して行う土地改良区間の連合の設立について、同一行政区域かつ同一水系の河川において、土地改良事業により設置した各地域の当該施設を一体的に捉え、その管理主体たる土地改良区と普通地方公共団体が、その施行地域を一つの地域とする組織を設け、その事業の一部を共同して行うことを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>同一行政区域かつ同一水系の河川に設置した農業用排水施設について、管理の一体化を図り、管理コストの削減、技術者の確保・育成及び当該河川の水利の合理化等を促進し、農業の生産基盤たる当該施設を、適正かつ安定的に管理執行するとともに、当該水系の自然環境に配慮する体制を確立する。</p> <p>現行法においては、土地改良施設の管理事業の一部を共同して行う組織を設ける場合、土地改良区間の連合に限定され、当該施設の管理主体たる地方自治体と土地改良区間による組織を設けることができない。</p> <p>今回、規制の特例措置として求める当該組織は、その管理主体、地域、事業が限定されていることから、その管理主体たる両町と土地改良区間の組織を設立することができるものとする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>本地区は、両町にまたがる網走川流域において土地改良事業によって設置した施設を有し、その管理は、事業毎に両町と土地改良区が各々行う等、極めて非効率かつ不経済な体制で運営されている。</p> <p>このため、その事務の一部を共同化し効率的で経済的な水利システムを確立するとともに、同流域の土地・水利用の合理化を図り、適正かつ安定的な管理執行体制を確立し次世代に継承する。</p>

【代替措置】

当該組織の事務は、施設の管理事業に限定されるため、現行法に基づく土地改良区連合でなくとも、その事務の一部共同化は可能であり、同連合と同等に、農業生産基盤の整備と開発を目的とする土地改良事業の推進が図られるものとする。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>土地改良事業は、関係する農業者の3分の2の同意により、事業に反対する農業者も参加し、費用負担も伴うことになるため土地改良法(昭和24年法律第195号)第77条において複数の事業者が共同して事業を行う場合としては、単に同一水系という繋がりではなく、農業用排水施設の共同利用、農業用水の配水調整の共同実施等、相当の関連がある場合に限られている。</p> <p>ご提案の地域においては、目的を異にする別の土地改良事業によって造成された農業用水利施設を、それぞれ異なる管理者が管理しており、土地改良法第77条の連合を設立する上で必要となる土地改良法上の相当の関連がない。</p> <p>本事案については、土地改良法第77条の連合を設立するまでもなく、施設操作や事務につき契約や協定等を締結するなどして、具体的な事務処理を共同で行って効率化を図ることは、現行制度においても可能である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見及び補足資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	本提案は、同一行政区域かつ同一水系の農業用排水施設の管理を、その事務の一部共同化によって効率化し、適切な執行体制を次世代に引き継ぐことを目指している。回答では、現行制度でも、契約や協定等の締結により可能とあるが、町管理施設の一つは、土地改良区の地区に含まれていない。土地改良法上、土地改良区は、その地区内の事業を行うものとされ、かつ、その事業には当該施設等の管理も含まれているため、地区外で行う管理操作等の契約は、行うことができないと考えるがどうか。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—
<p>美幌町、大空町及び網走川土地改良区が、それぞれの土地改良事業の目的を達成するために、その地区の内外を問わず、職員による施設の草刈りや操作等の日常管理、当該施設の管理に係る事務を共同して行うことについては、法人たる土地改良区において、その設立の目的及び土地改良法第15条において実施する事業の目的の範囲内であり、同法第77条の連合を設立するまでもなく、私法上の契約により事務の内容、費用負担等を定めて行うことが可能である。</p>				

10 農林水産省 構造改革特区第23次 再検討要請回答

管理コード	100020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	国の転用許可権限の県への移譲及び農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止		都道府県 提案事項管理番号	兵庫県 1010070
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第4条、第5条、及び附則第2項
制度の現状	<p>農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha 超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。</p> <p>また、都道府県知事が2ha 超4ha 以下の農地転用を許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議が必要。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地域の農林水産業の活性化につながると県が認めた大規模転用の場合は、国の転用許可権限を県に移譲するとともに、大臣との事前協議制度も廃止すること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 農地転用の許可基準は法令及び詳細な処理基準等に基づいて全国統一的に運用されており、事前協議の廃止等を行ったとしても、全国的な見地からの国の関与による優良農地の確保が行える。 手続きを簡素化し申請者の負担軽減を図るため、国の許可基準に基づく場合にあっては、転用面積が 4ha を超える場合の大臣許可権限を県へ委譲し、知事の許可権限とすること。また、2ha を超え 4ha 以下の場合の知事許可に係る大臣への事前協議を廃止したい。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>農地は、食料生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地については、良好な状態を維持・保全し、有効利用を図ることが重要。また、農地の確保と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要。</p> <p>農地転用許可基準については、法令に明確に規定した上で、処理基準等において運用の詳細を定めているところである。処理基準等を多様な事案ごとに個別具体的に適用するに当たっては、優良農地を確保する観点から、開発行為とは一定の距離を置いている許可権者が審査の上で判断することが必要である。特に、規模の大きな農地の転用許可については、優良農地の確保を図る上での影響が大きく、国レベルの視点に立った判断が必要。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの意見	<p>・「規模の大きな農地の転用許可については、国レベルの視点に立った判断が必要」との回答だが、農地法令及び処理基準等においては、農地の規模にかかわらず同一の判断基準となっているにもかかわらず、大規模農地の転用許可において、法令等で求められていない「国レベルの視点に立った判断が必要」とする根拠を明らかにされたい。</p> <p>・農地転用について、地域の農林水産業の活性化につながると県が認めた大規模転用の場合は、申請者の負担軽減や事務手続きの簡素化を図るため、転用許可権限を県に委譲し、農地転用の知事許可に係る大臣の事前協議を廃止していただきたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し -
<p>「国レベルの視点に立った判断」とは、「法令等で求められていない」基準で判断することを意味するものでなく、規模の大きな農地転用については、農地がまとまって失われるだけでなく、周辺の無秩序な開発を招くおそれがあるなど、優良農地の確保を図る上での影響が大きいため、国が厳正に基準に基づいて判断すべきという趣旨（地域の農林水産業の活性化につながると県が認めた大規模転用の場合についても同様）。</p> <p>なお、平成21年の農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところ。</p>			

10 農林水産省 構造改革特区第23次 再検討要請回答

管理コード	100030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地方公共団体が狩猟及び有害鳥獣捕獲により捕獲された特定外来生物の運搬を緊急に行う場合の主務大臣の確認の不要	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1015050	
提案主体名	愛知県			

制度の所管・関係府省庁	環境省・農林水産省
該当法令等	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成十七年農林水産省・環境省令第二号)
制度の現状	地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い捕獲された特定外来生物の運搬を緊急に行うことについては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条第十二号に適合すると考えられるため、現行法上においても、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第十八条に基づく主務大臣の確認を受ける必要はない。

求める措置の具体的内容	狩猟や有害鳥獣捕獲において捕獲された特定外来生物(アライグマ、ヌートリアなど)を殺処分するための運搬について、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく主務大臣の「確認」を不要とすること。
具体的事業の実施内容・提案理由	地方公共団体が、農作物に被害を与える有害鳥獣捕獲において、捕獲した特定外来生物を処分場に運搬する等の防除を行う場合、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 18 条に基づき主務大臣の「確認」を受ける必要がある。 この主務大臣の「確認」は、自治体ごとに受ける必要があり、その際の事務手続きが非常に煩雑であり、農作物被害軽減対策に支障があるため。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>特定外来生物法第十八条第一項に規定する確認については、特定外来生物の拡散防止を図りつつ必要な防除を行うことにより、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としているものであり、適切に行う必要がある。</p> <p>ただし、地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い捕獲された特定外来生物の運搬を緊急に行う場合には、飼養等の禁止の適用除外規定(特定外来生物による生態系等に係る</p>			

被害の防止に関する法律施行規則第二条第十二号)に適合すると考えられるため、現行法上においても、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第十八条に基づく主務大臣の確認を受ける必要はない。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し -